総合特別区域の進捗に係る評価 [ライフ・イノベーション分野]

令和2年度

かがわ医療福祉総合特区

[指定:平成23年12月、認定:平成24年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii)の平均値

(4.7+4.3)/2=4.5

4.5

i)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|----|---------------------|------|----|
| 1 | へき地薬局研修参加者数 | 105% | 5 |
| 2 | 複合型サービス施設 | 80% | 4 |
| 3 | 島しょ部における地域包括ケア病床の確保 | 210% | 5 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値

 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.7$

4.7

- ・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、5×0.2+4×0.1+3×0.7=3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。
- 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

| Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価 | | | | |
|-------------------------------------|--------------|-----|--|--|
| i)、ii)、iii)の平均値 (3.8+3+3.6)/3=3.5 | | 3.5 | | |
| i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価 | | | | |
| | 専門家による評価の平均値 | 3.8 | | |
| ii)財政・税制・金融支援の活用実績の評価 | 専門家による評価の平均値 | 3.0 | | |
| iii)地域独自の取組の状況の評価 | 専門家による評価の平均値 | 3.6 | | |

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

- ・島しょ地域での在宅医療・ケアの包括的な支援の取組を、コロナ禍の影響を受けながらも着実に実施している点を評価しておきたい。事業の持続性に対応する報酬(診療・介護)の改善を視野に入れている点に注目しておきたい。
- ・種々の制約がある中で、地域医療の発展を目指した取組に対する目標が達成されていることが理解できる。
- ・特区の規制緩和を活用して、小豆医療圏における地域包括ケア病床を確保し、また患者の在宅復帰率も上昇している点が、島しょ部の地域住民に持続性のある安定した地域医療を提供する取組として評価できる。
- ・地域包括ケア病床が確保された結果、患者の在宅復帰率が増加していることは評価できる。今後、医療情報ネットワークシステムの活用等により、薬局と医療機関等の連携により質の高い健康サービスを提供することが期待される。
- ・目標に対する達成度が高いことは評価される反面、当初の目標値は妥当であったか否かの検証の余地が残される。
- ・島しょ部ならではの苦労があるかと思われるが、早期に完成している印象で、その後の進展がわかりにくい。在宅看取り率、要介護認定率などは全国的に比較が可能なので、そのようなアウトカム指標も含めて現状の課題とその解決の程度が吟味できると更に特区としての発展が期待できるのではないか。訪問看護は島しょ部含め全国に普及しており、特区としてのオリーブナースの活動の独自性がわかりにくい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

総合評価

I、Ⅱ及びⅢを1:1:2の比率で計算(4.5+3.5+4×2)/4=4

4.0

- (注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
- ・評価は5~1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。